

農地耕作条件改善事業

【平成31年度予算概算決定額 29,950 (29,832) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るため、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

- 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

- 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

3. 農地集積推進型

- 担い手への農地集積を一層推進するため、推進費（整備費の最大5.0%）の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。

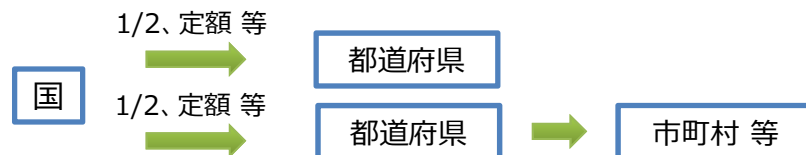
<機構集積協力金における農地整備・集約協力金の活用>

- リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業に創設された農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）を活用することによって、農業者の費用負担の軽減を図ることが可能です。 ※下線部は拡充内容

<実施要件>

- ①事業対象地域が農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等、
 - ②総事業費200万円以上、③受益者数2者以上、④機構との連携概要の策定
- ※ 2及び3の型については、上記要件に加えて、高収益作物への転換や担い手への農地集積等の要件あり。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○きめ細やかな耕作条件の改善



○高収益作物への転換に向けた取組



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進**するとともに、**高収益作物への転換を推進することが重要**。
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに**、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、**計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援**。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

①機動的な基盤整備：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）

②集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、**1ha（中山間等は0.5ha）以上の連坦化した農地**であること
- 総事業費が**1,000万円以上の都道府県営事業**であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への**農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積**され、また、②担い手への**農地集団化率が向上し、概ね8割以上**となること

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（※2）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（※2）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！

農地耕作条件改善事業における機構集積協力金「農地整備・集約協力金」(H31新設)の活用

- 基盤整備が進んだ地域には、**未整備な農地**が存在している場合もあり、これらの農地は、例えば、高齢化等により農業者がリタイアした場合には、未整備であることから、**担い手が引き受けられず**、結果として、耕作放棄地となって、鳥獣被害の発生源となる等、周辺の担い手の経営環境にも**負の影響を及ぼす**おそれが高い。
- 一方で、そのような未整備農地は、周辺の**担い手に集約しやすい立地条件**にあることから、この農地を対象に基盤整備を行い、担い手に集約することで、**地域の農業生産性は一層向上**する。
- そこで、このような農地を対象とした**基盤整備と担い手への農地の集約**を促進するため、平成31年度予算において、機構集積協力金交付事業において、**農地耕作条件改善事業における農業者の費用負担の軽減に充当するための「農地整備・集約協力金」**を創設した。農地耕作条件改善事業において、本協力金を活用することで、**担い手への農地集約率**に応じて、**最大で農業者の負担なく基盤整備を実施**することが可能。

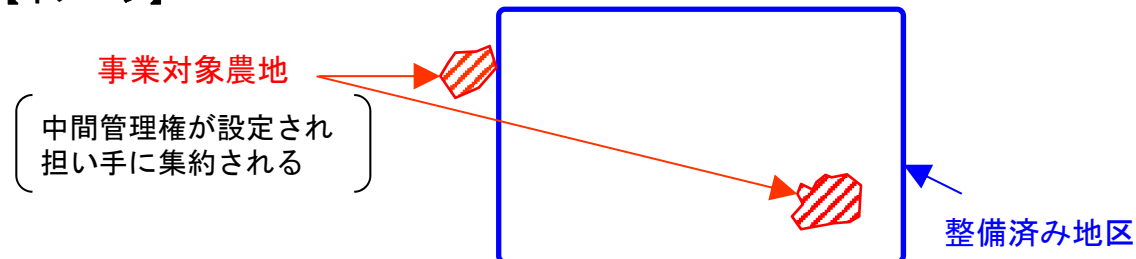
【協力金の交付対象事業】

農地耕作条件改善事業のうち**都道府県営事業**であって、交付要件を満たす地区

【協力金の主な交付要件】

1. 農地耕作条件改善事業の事業対象農地は、**基盤整備済み地区**に内在または隣接しているものであって、**地域内で合計10ha(中山間:5ha)未満**であること
2. 対象農地のすべてについて、**目標年度までに担い手に集積され**、かつ**農地中間管理権が協力金の申請日から15年以上設定**されていること
3. 対象農地を含む地域において、**農地を次世代につなぐための「次世代農業発展計画」**が都道府県によって策定されていて、また**人・農地プランの見直し(実質化)**を行うこと

【イメージ】



【農地整備・集約協力金】

目標年度における担い手の農地集約率（事業対象農地に占める、担い手に集約した面積）に応じて、農業者の事業費負担の軽減を目的として、**都道府県に交付**する。

$$\text{〇担い手の農地集約率} = \frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$$

目標年度における担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

※機構集積協力金交付事業において措置
※平成35年度までの時限措置